

監査公表第11号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和6年12月23日

新城市監査委員 夏目道弘
新城市監査委員 中西宏彰

監査結果の措置対象
会計課

監査結果報告年月日
令和6年7月29日

監査結果に対する措置通知年月日
令和6年12月2日

講じた措置等の内容

【会計課】

《意見1》

複数職員によるダブルチェックにより誤りを防ぐ工夫がされていることは評価できるが、限られた職員数の中では限界がある。財政課や担当課に対して適正な財務処理のやり方に関する情報を提供していただき、会計課職員への事務負担が過大とならないよう、各担当課に協力を仰ぎながら、円滑な事務執行に努めていただきたい。

《措置内容》

毎年年度末には、適正な財務処理に資するため「会計事務の手引き」に関して、財政課と調整し、内容の修正等を行っています。年度初めの予算執行事務担当者説明会では、その内容に基づき、問い合わせや、誤りの多い案件を中心に説明をしています。また、適宜、留意事項の追加、修正を行い、共有ファイルへ掲載し、情報提供に努めています。今後とも、引き続き会計事務の基本理解の浸透を図っていきます。

《意見2》

令和6年10月1日から、公金の振込に手数料が必要となる。支払方法を見直すなどして、手数料の縮減に努めていただきたい。

《検討状況》

振込手数料負担縮減を図るため、従来、支払命令書ごとに振込していたものを、令和6年10月から、同一支払日に同一口座への振込が複数ある場合は、まとめて振込をする方法に変更を行いました。これにより、支払件数を3割程度削減できたものと見込んでいます。この他に、債権者への支払回数（毎月→每期）、物品購入回数（月3回→1回）、支出命令書自体の枚数縮減等を各課へ依頼しています。